



【厚生年金基金】

減少事業所に係る一括拠出金の取扱い

設立事業所の減少に伴い一括拠出金を算定する際の最低責任準備金調整額の取扱いに関し、信託協会を通じ、厚生労働省より以下の内容を確認しましたのでご案内させていただきます。

概要

[H21.7.10 付通知\(年発 0710 第 5 号\)](#)により、継続基準において最低責任準備金の算定に関する期ズレが実質的に解消されました。したがって、設立事業所減少時に必要となる一括拠出金を特別掛金収入現価や継続基準における不足金に基づいて算定している場合、当該拠出額には期ズレの解消が織り込まれることとなります。

詳細

<対象基金>

設立事業所減少時に必要となる一括拠出金を特別掛金収入現価や継続基準における不足金に基づき算定している基金

<内容>

① 平成21年度財政決算以降を基準とする一括拠出金の算定

概要に記載のとおり、期ズレ解消後の特別掛金収入現価や不足金に基づき算定されます。
(期ズレが解消されていないものとして算定した特別掛金収入現価や不足金に基づき算定することは不可。)

② 平成20年度財政決算(または財政計算)を基準とする一括拠出金の算定

A) 掛金計算を実施し、掛金計算結果を議決している場合*

期ズレを解消した掛金計算の議決を行っている基金は、以下の通り、規約に規定されている一括拠出金額の算定方法の内容に従い、期ズレ調整が織り込まれるか否かが決定されます。

- ・掛金計算を考慮せず、直近の財政決算に基づき一括拠出額を算定する旨が規約で規定されている場合
財政決算時(=期ズレ解消前)の特別掛金収入現価や不足金に基づき算定
- ・掛金計算後の財政状態に基づき一括拠出額を算定する旨が規約で規定されている場合
掛金計算後(=期ズレ解消後)の特別掛金収入現価や不足金に基づき算定されることが考えられますが、不足金の取扱いについては明らかにされていません。詳細が分かり次第、別途ご案内いたします。

尚、一括拠出金額の算定方法に関する規約変更を行う場合は、代議員会の議決が必要であり、理事長先決に基づく手続きは認められない旨、確認しております。

(次頁あり)

※ 掛金引上猶予を適用して全部を引上げ猶予することを決定(長期運営計画を議決)した基金や下方回廊方式を適用して掛金の引上げを行わないことを代議員会において意思決定した基金も含まれます。

B) 掛金計算が不要、もしくは、掛金計算は必要であるが計算結果を議決していない場合
 平成 20 年度の財政決算では期ズレ解消が織り込まれていないため、期ズレを解消した掛金計算の議決を行っていない基金は、財政決算時(＝期ズレ解消前)の特別掛金収入現価や不足金に基づき算定することとなります。

上記内容を整理すると下表の通りとなります。

	①H21年度財政決算以降を基準とする場合	②H20年度財政決算を基準とする場合	
		A) 掛金計算結果を議決している場合	B) 左記以外
直近の財政決算に基づき一括拠出額を算定する場合	B/Sの特別掛金収入現価、不足金 (期ズレ解消後の特別掛金収入現価、不足金)	B/Sの特別掛金収入現価、不足金 (期ズレ解消前の特別掛金収入現価、不足金)	B/Sの特別掛金収入現価、不足金 (期ズレ解消前の特別掛金収入現価、不足金)
掛金計算後の財政状態に基づき一括拠出額を算定する場合	期ズレ解消後の特別掛金収入現価、不足金	期ズレ解消後の特別掛金収入現価、不足金となる見込み (詳細は不明)	-

以上